

# 松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程

平成 17 年 1 月 1 日

告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が執行する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事をいう。以下「建設工事」という。）の入札に参加する者の資格について、松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号。以下「規則」という。）、松阪市建設工事執行規程（平成 17 年松阪市告示第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争参加資格)

第 2 条 規則第 3 条第 2 項に規定する一般競争参加資格は、次によるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者又は同条第 2 項の規定に該当し、その事実があった後 2 年を経過した者
- (2) 資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び国税（所得税又は法人税及び消費税）を完納している者
- (3) 資格審査申請書の提出日において、申請書を提出する業種区分により、下表のとおり許可等があり、その営業を開始して 1 年以上の者

申請書提出区分	必要な許可、登録等
建設工事	(1) 法第 3 条第 1 項の規定による許可 (2) 法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。 (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。）。
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録
建築物の設計業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
その他コンサルタント	建設工事の施工に付随する調査、試験等

(一般競争資格審査の実施)

第 3 条 新たに一般競争資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）の資格審査は、

毎月第3水曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に当たる場合はその前日）の午後1時から午後4時まで契約監理課で行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合には、あらかじめ指定した日時で行うものとする。

（一般競争参加資格審査申請書等）

第4条 申請者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 有資格技術職員調書
- (2) 許可（登録）証明書類
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 測量等実績高確認調書
- (5) 営業所一覧表
- (6) 登記簿謄本又は身分証明書
- (7) 印鑑（登録）証明書
- (8) 使用印鑑届
- (9) 委任状
- (10) 完納証明書
- (11) 工事・測量等経歴書
- (12) 技術者経歴書
- (13) 建退共加入証明書
- (14) 財務諸表又は現況報告書副本
- (15) 技術職員等名簿
- (16) その他市長が必要と認めた書類

2 資格審査申請書等の記載事項の基準日は、指定のない限り申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。

（資格審査申請書等の提出方法）

第5条 資格審査申請書等の提出方法は、持参によるものとする。

2 提出部数は1部とし、指定ファイルに綴って提出するものとする。

（有効期間）

第6条 一般競争参加資格があると認定した者（以下「登録業者」という。）の有効期間は、申請時点で申告と納税を済ませている直近の決算日（以下「直近の決算日」という。）から1年7か月後の日までとする。

2 登録業者には、別に定める登録番号及びパスワードを交付するものとする。

（一般競争有資格者名簿への掲載）

第7条 市長は、規則第5条の規定に基づき一般競争有資格者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録業者を掲載するものとする。

2 登録業者の所在区分を次のとおりとする。

- (1) 市内業者 松阪市内に登録上の本店を有し、市税を完納している者
- (2) 準市内業者 松阪市内に建設業許可を受けた支店又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、その支店等に契約権限を委任し、かつ、市税を完納している者。ただし、測量・建設コンサルタント等の者は、松阪市内に登録された支店等を有し、その支店等に契約権限を委任し、かつ、市税を完納している者
- (3) 県内業者 三重県内に本店、支店等を有し、その支店等に契約権限を委任している者

(4) 県外業者 前3号に掲げる以外の者

(登録内容の変更等)

第8条 登録業者の申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届（様式第3号）を提出するものとする。

(登録の更新時期)

第9条 登録業者は、直近の決算日から1年3か月経過後から、更新の手続を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでないものとする。

2 更新手続を行わず、有効期間を超過した者は、登録更新が完了するまで一般競争入札に参加することができないものとする。

3 更新手続を行わず、有効期間を2年以上超過した者は、一般競争有資格を失効し名簿から抹消するものとする。

(登録の更新方法及び提出書類)

第10条 登録業者は、市が提供する様式を使用し、登録の更新を行うものとする。

2 登録の更新時には、次に掲げる書類（複写可）を契約監理課に別途提出するものとする。

(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（工事登録業者）

(2) 前年度決算書（電子入札参加対象の測量・建設コンサルタント等登録業者）

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の完納を証明する書類

(廃業等の届出)

第11条 登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 登録された者が死亡したときは、その相続人

(2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

(3) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人

(4) 建設業を廃止したときは、建設業者であった個人又は建設業者であった法人の役員

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、直ちにその者の登録を抹消しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成25年10月21日告示第226号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日告示第51号）

この告示は、令和5年3月1日から施行する。